

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の概要

現在6つある国立高度専門医療センターを、それぞれ平成22年度から非公務員型の独立行政法人へ移行させるため、所要の措置を講ずる。

組織形態

国立高度専門医療センター(NC)

- ・国立がんセンター
- ・国立循環器病センター
- ・国立精神・神経センター
- ・国立国際医療センター
- ・国立成育医療センター
- ・国立長寿医療センター

【現在】

国立高度専門医療研究センター

- ・(独)国立がん研究センター
- ・(独)国立循環器病研究センター
- ・(独)国立精神・神経医療研究センター
- ・(独)国立国際医療研究センター
- ・(独)国立成育医療研究センター
- ・(独)国立長寿医療研究センター

【平成22年4月】

業務等

法人は、国民の健康に重大な影響のある

- ・がんその他の悪性新生物
- ・循環器病
- ・精神疾患、神経疾患、筋疾患、知的障害その他の発達障害等
- ・感染症その他の疾患であって、国際的な調査、研究を必要とするもの
- ・母性、乳幼児等の難治性疾患その他の疾患
- ・加齢に起因する疾患

に係る医療の調査、研究及び技術の開発、これらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修、医療政策の提言等の業務を行い、国内の医療水準をリードし、国際的な医療研究のネットワークに参画できる機関とする。

施行期日

【法律の施行期日】平成22年4月1日（設立準備に必要な規定は公布日）

※ 行政改革推進法(平成18年法律第47号)及び特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により、国立高度専門医療センター特別会計は平成21年度末日で廃止することとされている。

独立行政法人制度について

独立行政法人

民間にゆだねた場合には実施されないおそれがある業務の効率的・効果的な実施が目的

設立・運営

- 法人の名称・目的・業務は個別法で規定
- 法人の長と監事は主務大臣が任命、役員は長が任命
- 役員の名称・人数・任期等及び職員の身分は個別法で定める
- 給与等の支給基準は法人の実績等を勘案し、社会一般の情勢に適合したものとなるよう法人が定め、公表

財務・会計

- 企業会計原則
- 毎年度財務諸表を作成、会計監査人の監査、主務大臣の承認(評価委員会の意見を聴取)を受けて公表
- 政府は出資及び業務の財源の交付ができる
- 個別法に定めのある場合のみ長期借入・債券発行ができる
- 積立金(剰余金)の用途は個別法で定める。

中期目標 中期計画等

- 主務大臣は、3～5年の範囲で法人が達成すべき目標を設定(評価委員会の意見の聴取)、公表
- 法人の長は中期目標達成のための中期計画を策定、大臣認可(評価委員会の意見を聴取)、公表
- 法人の長は毎事業年度年度計画を策定、公表

中期目標・中期計画の内容

- 業務の質の向上に関する事項
- 業務の効率化に関する事項
- 財務内容の改善に関する事項
- その他業務運営に関する重要事項
- 予算、収支計画、資金計画

評価体制

- 毎事業年度及び中期計画期間終了後、業務実績につき各府省の評価委員会及び総務省の審議会の評価
- 中期計画期間終了後、主務大臣による組織・業務の全般にわたる検討、総務省の審議会による主務大臣への勧告

国立国際医療研究センター機構の機能

国の医療政策と一体となって
我が国の医療を牽引、世界の保健医療の向上に貢献

◆医療政策を牽引

- ◎臨床研究の推進
- ◎医療の均てん化
- 政策提言

◆連携強化

- ◎独法のメリットを有効活用し、
- 国内外の関係機関と連携を強化

非公務員型独法化し、迅速な成果の達成を目指す

優秀な人材の獲得

- ・世界トップクラスの海外流出した研究者の獲得や外国人研究者の幹部登用が可能
- ・より優秀な医師の確保が可能

現状の問題点
→国家公務員法・給与法等により外国人幹部の登用や給与体系に制限

研究等の資金ルートの拡大

- ・産業界等からの寄付金の受入が可能

現状の問題点
→昭和23年の閣議決定により外部資金の受入の抑制

研究成果の実用化の推進

- ・産業界等との人材交流による研究体制の強化
- ・企業等参加によるベンチャー企業の立ち上げが可能

現状の問題点
→国家公務員法により産業界等との人材の交流に制限

臨床研究・高度医療への柔軟・迅速な対応

- ・自由度の高い取組が可能となり柔軟・迅速な対応を実施

現状の問題点
→厚生労働省の施設等機関であるため本省の関与等階層的な対応

国立施設としての制約

NC独法化に向けての主な課題

I 安定的な財政基盤の確保

1. 財務基盤の安定強化を図るための「長期債務の処理」
2. 研究開発型独法として安定的・継続的経営のため「運営費交付金等の確保」

II 適切・安定的な運営体制の確立

1. 研究開発型独法として適切な運営に取り組むための「中期目標・計画の策定」
2. 安定的な運営に向けた経営企画部門の強化を目指す「運営組織の再構築」

III 研究・診療機能の充実強化

1. 基礎研究から臨床への実用化等臨床研究の推進のための「研究体制の充実強化」
2. 研究機能の強化と連動した先駆的医療等の提供のための「診療体制の充実強化」

平成22年度予算(案) 独立行政法人国立がん研究センター

◎運営費交付金

(単位:百万円)

区 分		22' 予算(案)	
I 研究・臨床研究の推進	研究推進事業	研究基盤経費	1,343
	臨床研究推進事業	臨床研究基盤経費	219
		がん予防・検診研究センター経費	318
		臨床開発センター経費	277
		がん研究開発費	2,015
II 医療の均てん化	がん診療均てん化事業	がん対策情報センター経費	1,715
		がん医療水準均てん化促進経費	151
III 人材育成	専門医師等育成事業	指導医・レジデント・修練医経費	1,590
	教育研修事業	教育研修経費	25
IV 情報発信	政策提言事業	政策提言経費	1
	情報提供事業	がん総合推進事業経費	437
V 運営基盤安定化	運営基盤確保事業	運営基盤経費	178
		病院内保育所運営費	12
		退職手当	522
合 計		8,803	

※百万円未満を四捨五入して計算しているため、合計が一致しないことがある。